北土第 696 号

令和 8年10月15日

(株) 東日本開発

代表取締役
鈴木　啓史　殿

宮城県知事　村井嘉浩

特定　建設業の許可について（通知）

令和　8年　9月　8日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

NO COPY

記

許可番号　宮城県知事　許可（特－8）第　19102 号

許可の有効期間　令和 8年10月24日から令和13年10月23日まで

建設業の種類

土木工事業
大工工事業
タイル・れんが・ブロツク工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業
建築工事業
とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゆんせつ工事業
水道施設工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和13年　9月 23日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）